

答 申 第 66 号

平成 29 年 3 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成 28 年 12 月 22 日付け諮問第 95 号及び同日付け諮問第 96 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

阪神南県民センターが発注した 2015(H27)年度大浜橋下部工工事において使用された生コンクリートの配合計画書とその基礎資料

答 申

第 1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった公文書部分公開決定において兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が公開とした部分のうち一部は非公開とすべきであるが、その余の部分を開示とした実施機関の判断は妥当であり、その詳細は、別表の「左についての審議会の判断」の欄に記載したとおりである。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 28 年 7 月 29 日、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）があった。

2 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

平成 28 年 8 月 4 日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書には条例第 14 条第 1 項に規定する第三者に関する情報が記録されているとして、同項に基づき、当該第三者（以下「本件第三者」という。）に通知し、意見書提出の機会を与えた。同月 19 日、本件第三者は、実施機関に対し、公開決定に反対する旨の意見書を提出した。

3 実施機関の決定

平成 28 年 9 月 8 日、実施機関は、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、本件公開請求を行った者（以下「本件公開請求者」という。）に公文書部分公開決定通知書を送付するとともに、本件第三者に対し、公開決定に係る通知書を送付した。

4 審査請求

(1) 本件第三者による審査請求及び執行停止申立て

平成 28 年 9 月 21 日、本件第三者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「第三者審査請求」という。）を行うとともに、本件処分の執行の停止を申し立てた。

同月 26 日、実施機関は、法第 25 条第 2 項の規定により、当該審査請求に対する裁決を行うまで本件処分の執行を停止することを決定し、本件第三者及び本件公開請求者に通知した。

(2) 本件公開請求者による審査請求

平成 28 年 12 月 7 日、本件公開請求者は、法第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「公開請求者審査請求」という。）を行った。

(3) 審査請求の参加

平成 29 年 1 月 23 日、実施機関は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 13 条第 1 項の規定に基づき、本件第三者が公開請求者審査請求に参加することを許可した。

5 審査請求の対象公文書

本件審査請求（上記 4 (1) 及び (2) の審査請求をいう。以下同じ。）の対象公文書は、阪神南県民センターが発注した 2015 (H27) 年度大浜橋下部工工事（以下「本件工事」という。）において使用された生コンクリートの配合計画書とその基礎資料（骨材等試験結果、強度試験成績表等）の文書（以下「本件対象公文書」という。）である。

6 諮問

平成 28 年 12 月 22 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第 3 本件審査請求の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

(1) 第三者審査請求の趣旨

本件処分（非公開とした部分を除く。）を取り消し、本件対象公文書の非公開を求める。

(2) 公開請求者審査請求の趣旨

本件処分（従業員の名・印影及び法人の印影を非公開とした部分を除く。）を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求める。

2 本件審査請求の理由

本件第三者及び本件公開請求者の本件審査請求の理由は、それぞれ次のとおり要約される。

(1) 第三者審査請求の理由

ア 著作権に係る主張

本件対象公文書の一部は、著作物に該当する。本件対象公文書は、J I Sの規格に基づいて、購入者に提出したものであって、著作権を権利譲渡したものではないので、複製は認められないし、全体の様式は、レイアウト等の偽造防止のため、公開すべきではない。

イ 取引先の情報、配合比率、成績数値等の情報

本件対象公文書には、本件第三者及び本件第三者の取引先の機密事項が含まれている。特に配合に係る設計データの数値は全て秘匿すべき内容であるので、一部を非公開とすれば一部は公開できるというような安易な解釈で公開すべきではない。

(ア) 配合計画書の使用材料欄以下の全ての記載は、機密事項・数値等を含み、特に、配合の設計条件は計算過程を含む全てにおいて機密性が高く、製品を模造されるおそれがある。また使用材料に係る公開は、原材料の仕入れ先等に悪影響が出る可能性がある。

(イ) 骨材試験成績表、セメント試験成績表、化学混和剤試験結果報告書及びアルカリシリカ反応性試験報告書は、それぞれの法人独自の機密事項が含まれている。また、原材料の仕入れ先等に外部圧力をかけられるおそれや、弊社の製品を模造されるおそれがある。

(ウ) 品質管理監査合格証及びJ I S認証書は、無断複製・複写・転載・撮影等について発行元の許可を受けていない。

(2) 公開請求者審査請求の理由

ア 本件対象公文書は、コンクリートの強度などを説明する根拠資料であり、これを公表することで、不特定多数の人が県の構造物の強度チェックを行えるようにしておくことが、相互監視が働き、県の構造物の強度を担保することにつながる。滋賀県、大阪府、奈良県といった近隣府県又は神戸市、尼崎市、伊丹市、小野市、養父市、豊岡市、三田市といった兵庫県内の市のほか近畿府県の市においても、一部社判、個人情報を除いて、いずれもほぼ全面公開されている。

イ 個別の内容については、次のとおり公開する理由がある。

(ア) 生コンクリートの品質を認証するマークは、一般的に公表されて

いるので、非公開とする理由はなく公開すべきである。

(イ) 生コンクリートの生産者、セメントの生産者、骨材の産地、骨材の製造業者、混和剤の製品名、試験機関名称等については、非公開にすることで責任が曖昧になる。企業名は所在地等が一般に公開されており、企業が適正な生コンクリートを生産していることを証明する認証番号や認証日についても公開が妥当である。実施機関は非公開理由として例第6条第2号に該当するとしているが、事業者が公共工事を担うことは社会的評価を高めるものであり、非公開理由にはならない。

ウ 万一、非公開理由があったとしても、事業者の建設物、工作物の安全性を確保するために、生コンクリート生産者などの事業者名等も公開することで、事業者の緊張感が高まり、安全性を考慮する方向で力が働くことから、本件の情報を原則公開する公益性の方が大きく、本件は、職員の氏名、印影、法人の印影を除き公開すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分において公開又は非公開とした理由は、次のとおり要約される。

1 本件処分において非公開とした部分に係る理由について

(1) 個人の氏名及び個人の印影

個人の氏名及び印影を公開することは特定の個人を識別することができ、通常他人に知られたくないと認められるため、条例第6条第1号により非公開とした。

(2) 生コンクリートの生産者名等

本件対象公文書を提出した本件第三者の企業名は、本件工事を請け負った企業（以下「本件請負企業」という。）の取引先であり、取引先名等の経営上の秘密に関する情報に当たることから非公開とした。本件第三者の印影、電話番号、電子メールアドレス、認証等の番号及び認証等の日は、本件第三者の企業名が判明するため非公開とした。

(3) セメントの生産者名等、骨材の製造業者名等、混和剤の生産者名等

ア 生コンクリートは、セメント、骨材、水、混和剤等で成り立っており、天然資源である骨材に、どの産地のどの生産者から仕入れ、どれを使用するのか、また、これらの材料をどのような割合で配合するの

かは、企業の経験により蓄積された情報であり、生産技術上のノウハウに当たる情報と考えられる。

そのうえ、原材料のうち、天然資源である細骨材（砂）及び粗骨材（碎石）は、その産地により骨材そのものが有する粒度、粘度、形状、不純物の含有割合等が必ずしも一定ではなく、どこの産地のどの生産者の骨材を使用するかは、生コンクリート会社が培ってきた情報であり、骨材の産地又は品名などの仕入れ先情報は経営上のノウハウに当たる情報と考えられる。

イ なお、本件第三者の生コンクリート工場は J I S マーク表示認証製品を製造している工場に該当するため、本件処分を決定するに当たり、J I S の登録認証機関に意見を求め、次の見解を得ている。

① 生産技術上のノウハウの判断

J I S の品質規格 JIS A5308 で規定している生コンクリートは、使用材料や配合は一般的なものが多い。ただし、配合は、使用材料の性状や材料間の相性等を考慮し、試行錯誤のうえ設定することから、企業の経験により蓄積された情報と考えられるので、それが生産技術上のノウハウに相当することがあるかもしれない。

② 製品の再現

製品の配合と使用材料の産地情報（種類やメーカー名、品名等を含む。）の両方を公開した場合、その製品と同程度の品質（JIS で規定される品質の他、耐久性能等も含む。）の製品を再現できると考えられるが、製品の配合又は使用材料の産地情報のいずれかが非公開であれば、同程度の品質の製品を再現することは困難であると思われる。

③ 経営上のノウハウの判断

使用材料の産地情報（種類やメーカー名、品名等を含む。）が経営上のノウハウに該当するかどうかは、個々の生コンクリート会社の判断によるのではないか。

ウ 上記ア及びイを踏まえ、配合計画書とその基礎資料のうち、生コンクリートの原材料のセメントの生産者名、ロゴマーク、住所及び電話番号（以下「セメントの生産者名等」という。）、骨材の産地、品名、名称、採取場所及び製造業者名（以下「骨材の製造業者名等」という。）、混和剤の製品名、生産者名、住所、試験機関名称及びロゴマーク（以下「混和剤の生産者名等」という。）については、これらを公開するこ

とによって、同じ製品の再現が可能になるといった製品の製造プロセス等生産技術上のノウハウに関する情報又は取引先名等の経営上の秘密に関する情報が明らかとなり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号により非公開とした。

エ セメント試験成績表、混和剤試験結果報告書、アルカリシリカ反応性試験報告書、品質管理監査合格証及びJ I S 認証書は、産地、採取場所、メーカー名、商品名等の非公開とすべき部分を非公開とした上で公開することについて、発行元から了承を得ている。

また、生コンクリートの品質を認証するマークは、発行元より、模造を防ぐため非公開の申し出があったことから条例第6条第2号により非公開とした。

2 本件処分において公開とした部分に係る理由について

- (1) 本件請負企業の企業名は、県との契約後に契約金額とともに公表され、また、施工現場においても工事説明板等で公表しているため、公開とした。
- (2) 配合計画書等の様式はJ I S が定めており、その他の試験成績表等もその根拠を示したものであり、非公開にすべき著作物には該当しない。
- (3) 上記1(3)のとおり、配合計画書とその基礎資料のうち、配合比率、試験成績数値等の情報（計算式、数値等が記載された部分）は、セメントの生産者名等、骨材の製造業者名等及び混和剤の生産者名等の情報を非公開としており、配合比率、試験成績数値等の情報のみでは、生産技術上のノウハウ又は取引先名等の経営上の秘密に関する情報は明らかにならないことから、公開とした。
- (4) 本件第三者以外の団体が作成した文書は、それぞれの発行元に上記1(3)エのマーク又は代表者印を非公開とした上での公開について了承を得たことから、公開とした。

3 条例第6条第2号ただし書に規定する情報の該当性について

生コンクリートの品質や製造に関しては、生コンクリートの呼び強度や配合強度、骨材等材料の試験成績の数値等を公開することとしており、構造物の強度に係る情報や生コンクリートの品質及び安全性に係る情報は公にされている。また、虚偽の成分のコンクリートを作っている疑いがある

場合は、J I Sの登録認証機関に申立てを行えば、日本工業規格への適合性の認証に関する省令第9条第6項に基づき、再審査を行うことにより安全性が担保されている。このことから、人の生命、身体、健康、財産、生活上の保護等、非公開情報の保護に優越する公益上の必要性があるとは認められず、条例第6条第2号ただし書に規定する情報には該当しない。

第5 審議会の判断

審議会は、本件第三者及び本件公開請求者の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書における条例第6条第1号の非公開情報該当性

(1) 条例第6条第1号に定める非公開情報について

条例第6条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものが公文書に記録されている場合は、非公開とすることを定めている。

なお、「特定の個人を識別することができるもの」とは、その情報だけでは特定の個人を識別できないが、他の情報と比較的容易に関連づけることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別できる場合も含む趣旨である。

(2) 本件対象公文書における個人に関する情報について

本件対象公文書において実施機関が非公開としている法人の従業員の氏名及び印影については、特定の個人を識別ことができ、通常他人に知られたくないものと認められることから、条例第6条第1号に該当する。

2 対象公文書における条例第6条第2号の非公開情報該当性

(1) 条例第6条第2号に定める非公開情報について

条例第6条第2号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非公開とすることを定めている。

このうち、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、以下のア、イ、ウのようなものが該当する。

なお、「おそれがある」とは、法人等の事業活動に何らかの不利益が生

ずる可能性があるというだけでは足りず、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されると認められることをいうものである。

ア 生産技術上のノウハウ、企業の商品売上額、販売効率、取引先名等の経営上又は取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められるもの

イ 経営方針、人事、組織、経理等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、法人等の公正な事業運営が損なわれると認められるもの

ウ 競争又は内部管理の概念でとらえられない情報であって、公にすることにより法人等の名誉、信用、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められるもの

(2) 対象公文書における法人等に関する情報について

本件対象公文書における法人等に関する情報として、実施機関はセメントの生産者名等、骨材の製造業者名等、混和剤の生産者名等を非公開とすることにより、本件第三者が非公開を求めている配合に関する数値に係る部分を公開できるとしており、公開請求者は法人の印影を除いて全て公開するよう求めている。

なお、本件第三者が本件対象公文書の一部について、著作物に該当すると主張している全体の様式レイアウトについては、J I S規格に沿って生コンクリートの納入先である本件請負企業に提出するものであり、本件第三者の著作物に当たる要素は見当たらないため、本件第三者の著作権に基づいた非公開理由の主張は認められない。

ア 法人の印影及び生コンクリートの品質を認証するマーク

本件対象公文書には、当該文書を作成した法人の印影及び生コンクリートの品質を認証するマークがある。このような印影及びマークは、当該法人が作成した書類であることを証すること又は当該法人が一定の要件を満たしていることを証することを目的に限定して用いられているものと認められ、当該法人の内部管理に属するものであり、公にすれば当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当するものである。

ただし、当該マークについては、公開請求者が主張するように当該マークのデザインや大きさが当該マークを管理する団体のホームページで確認できることから、同号に該当するとまでは言えず、公開す

ることが妥当である。

イ 配合計画書の使用材料及び配合に関する数値

(ア) 本件対象公文書には、設計条件を満たす生コンクリートを配合するための使用材料及び配合に関する数値が記載されている。

本件第三者は、生コンクリートの使用材料としてどのような品質の使用材料をどこから仕入れ、どのような割合で配合するのかは、企業の経験により蓄積された情報であり、生産技術上及び経営上のノウハウであるこれらの情報の全てが非公開情報であると主張し、公開請求者は、非公開情報には当たらない旨の主張をしている。

一方、実施機関の弁明書における J I S の登録認証機関の意見は、J I S の生コンクリートについて、使用材料や配合は一般的なものが多いたしながらかも、配合に企業の生産技術上のノウハウがある可能性を示しており、使用材料と配合に関する数値の両方を公開することにより製品の再現ができるが、いずれか一方が非公開であれば製品を再現することは困難との見解を示し、使用材料の情報が経営上の秘密に当たるかどうかは、個々の生コンクリート会社の判断によるとしている。実施機関は、この見解を踏まえ、セメントの生産者名等、骨材の製造業者名等、混和剤の生産者名等を非公開としている。

(イ) 実施機関の弁明及び本件第三者の意見からは、本件対象公文書の工事における生コンクリートは、J I S の品質規格に沿って製造される一般的なものであったものと認められる。

しかしながら、その配合については、実施機関が引用する J I S の登録認証機関の見解によれば、「使用材料の性状や材料間の相性等を考慮し、試行錯誤のうえ設定することから、企業の経験により蓄積された情報と考えられるので、それが生産技術上のノウハウに相当することがあるかもしれない。」(上記第4の1(3)イ①)とされるものである。

そうすると、生コンクリートの使用材料や配合に関する数値は、生コンクリートを製造する工場ごとに、種類や性状に差異のある使用材料を何度も配合し、試行錯誤を繰り返して得られた実績(以下「試行実績」という。)に基づいて、使用材料の種類や数及び性状を示す数値又は配合計算に用いる数値や使用材料の配合に係る分量の数値について、本件対象公文書の所定の項目に記載しているも

のと認められる。

審議会が実施機関に確認したところ、このような試行実績に基づいて記載された本件対象公文書の所定の項目が公開されることによって、他の工場で同じ品質の使用材料を用いた場合に、同じ性能を有する生コンクリートを製造することが全く不可能であるとまで、実施機関で実証することもできないことが認められる。

一方、条例第 14 条第 1 項の第三者に対する任意的意見聴取は、当該第三者の権利利益を保護するとともに、公開又は非公開の判断に当たり適正を期するために行うものであることからすると、実施機関が実証することができない試行実績に基づく数値等の情報については、当該試行実績を得た第三者の意見を尊重した公開又は非公開の判断を行うことが必要になるものと考えられる。

したがって、本件対象公文書においては、実施機関が非公開としたセメントの生産者名等、骨材の製造業者名等及び混和剤の生産者名等に加え、本件第三者の意見において非公開が求められている使用材料の種類や数及び性状を示す数値又は配合計算に用いる数値や使用材料の配合に係る分量の数値についても、本件第三者の試行実績に基づいて得られた生産技術上のノウハウに当たることから、条例第 6 条第 2 号に該当する。

(ウ) また、上記(イ)のとおり、使用材料の種類や数及び配合に関する試行実績に基づく数値を非公開とする場合、使用材料の種類が記載されている項目の数により使用材料の数が判明する項目及び一定の数式により当該数値が特定できる数値についても、条例第 6 条第 2 号に該当する。

ウ 企業名

本件対象公文書における企業名(企業名を間接的に特定できる情報を含む。)は、県と請負契約関係にある本件請負企業を除いて、本件請負企業又は本件第三者の取引上の秘密に当たるものであり、本件第三者の名称を含め、特段の事情がない限り、条例第 6 条第 2 号に該当する。

また、使用材料のセメント試験成績表、混和剤試験報告結果については、セメント及び混和剤の企業ごとに使用される様式が定まっていることから、企業名、住所、印影、ロゴマークを非公開としただけでは、その様式から特定の企業が作成した文書であることが判明するた

め、当該文書全体が条例第6条第2号に該当する。

3 条例第6条第2号ただし書に規定する情報の該当性について

本件公開請求者は、安全性を確保することの公益性が大きいから、生コンクリート生産者などの事業者名等を公開すべきであると主張し、実施機関は、上記2(2)イ(イ)において条例第6条第2号に該当するとした使用材料の種類や数及び性状を示す数値又は配合計算に用いる数値や使用材料の配合に係る分量の数値の公開により生コンクリートの品質及び安全性に係る情報を公にすることから、条例第6条第2号ただし書に規定する情報に該当して公開することが必要とされる情報ではないとしている。

しかしながら、条例第6条第2号ただし書の該当性を判断するに当たっては、「人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動」又は「人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動」であることが相当程度具体的に見込まれ、非公開とすべき情報を公開するという不利益について、当該非公開情報を有する法人が甘受すべきこともやむを得ないと評価するに足りるような事情があることが必要であって、情報の一部を公にすることをもって同号ただし書の該当性を判断することは条文の解釈として妥当ではないと言わざるを得ない。

よって、本件工事について、実施機関において、上記のような事情があると認めるに足りる具体的状況が認められない限り、条例第6条第2号ただし書をもって本件対象公文書を公開することはできないと解することが妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(別表)

対象公文書		上段：実施機関の非公開決定部分	左についての審議会の判断 (条例第6条非公開理由の号)
		下段：本件第三者が非公開を求める部分	
1 配合計画書表紙 配合計画書一覧表		<p>本件第三者の企業名等（企業名及び印影のほか、所在地、電話番号・ファックス番号・電子メールアドレス、認証等の番号、認証等の日、代表者氏名等の企業名が特定できる情報を含む。以下同じ。） 生コンクリートの品質を認証するマーク 現場代理人（本件請負企業の従業員）の氏名及び印影</p> <p>上記項目に加え、本件請負企業の企業名</p>	<p>本件第三者の企業名等は非公開（第2号該当）。 法人の従業員の氏名及び印影は非公開（第1号該当）。</p>
2 配合計画書	使用材料の欄及び配合表の欄（備考及び骨材混合比の欄を含む。）	<p>セメントの生産者名 骨材の産地又は品名 混和剤の製品名</p> <p>上記項目を含む欄全体</p>	<p>実施機関の非公開決定部分に加えて、配合の試行実績に基づく使用材料の種類や数及び性状を示す数値（使用材料の種類が記載されている項目の数により使用材料の数が判明する項目を含む。）は非公開（第2号該当）。</p>
	上記項目以外	<p>本件第三者の企業名等 配合計画者（本件第三者の従業員）の氏名及び印影</p> <p>上記項目に加え、本件請負企業の企業名</p>	

3 配合計算書	公開	配合の試行実績に基づく数値（当該数値（一定の数式により当該数値が特定できる数値を含む。）及び配合表の数値）は非公開（第2号該当）
	配合の設計条件以外の欄	配合の試行実績に基づく使用材料の種類や数は非公開（第2号該当）。
4 骨材試験成績表	産地品名 本件第三者の企業名等	実施機関の非公開決定部分に加えて、配合の試行実績に基づく使用材料の種類や数及び性状を示す数値（使用材料の種類が記載されている項目の数により使用材料の数が判明する項目を含む。）は非公開（第2号該当）。
	上記項目に加え、試験成績の欄	本件第三者の企業名等は非公開（第2号該当）。
5 セメント試験成績表	セメント生産者名及び当該事業者が特定できる情報（印影、住所及び電話番号） 検印の印影（本件第三者の従業員の印影）	様式から企業名が特定できるため、文書全体が非公開（第2号該当）。 法人の従業員の印影は非公開（第1号該当）。
	上記項目に加え、セメント試験成績を示す数値の欄	
6 混和剤試験結果報告書	混和剤製造業者名及び当該事業者が特定できる情報（混和剤製品名、印影及び住所） 検印の印影（本件第三者の従業員の印影）	様式から企業名が特定できるため、文書全体が非公開（第2号該当）。 法人の従業員の印影は非公開（第1号該当）。
	上記項目に加え、混和剤の試験結果を示す数値の欄	

7 試験報告書	製造業者名及び当該事業者が特定できる情報（当該事業者の企業名、産地及び採取場所） 試験報告書作成法人の従業員の氏名及び印影	実施機関の非公開決定部分に加えて、配合の試行実績に基づく使用材料の種類は非公開（第2号該当）。 試験報告書作成法人の印影は非公開（第2号該当）。
	上記項目に加えて、使用材料の種類、試験結果を示す数値	法人の従業員の氏名及び印影は非公開（第1号該当）。
8 品質管理監査合格証	品質管理監査合格書作成法人の印影 本件第三者の企業名等	法人の内部管理に属する印影は非公開（第2号該当）。 本件第三者の企業名等は非公開（第2号該当）。
	同上	
9 認証書	認証書作成法人の代表者の印影 本件第三者の企業名等	法人の内部管理に属する印影は非公開（第2号該当）。 本件第三者の企業名等は非公開（第2号該当）。
	同上	

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 28 年 12 月 22 日	・ 諮問書（諮問第 95 号及び諮問第 96 号）の受領
平成 28 年 12 月 22 日	・ 実施機関から弁明書を受領
平成 28 年 12 月 27 日 第 2 部会（第 50 回）	・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成 29 年 2 月 14 日 第 2 部会（第 51 回）	・ 審査請求人（本件第三者）から意見聴取 ・ 審議
平成 29 年 2 月 20 日 第 2 部会（第 52 回）	・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成 29 年 3 月 10 日 第 2 部会（第 53 回）	・ 審議
平成 29 年 3 月 14 日 第 2 部会（第 54 回）	・ 審議
平成 29 年 3 月 22 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 後 藤 玲 子

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修

委 員 前 田 雅 子